

一関市制限付一般競争入札事務取扱要領 様式第8号 制限付一般競争入札説明書 新旧対照表

(関連部分抜粋、下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>様式第8号 制限付一般競争入札説明書</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 配置予定技術者</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、原則として配置予定技術者として申請できないこと。ただし、請負金額が<u>3,500万円未満</u>（建築は<u>7,000万円未満</u>）の専任を要しない工事で、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にある場合はこの限りでないこと。</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>様式第8号 制限付一般競争入札説明書</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 配置予定技術者</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、原則として配置予定技術者として申請できないこと。ただし、請負金額が<u>4,000万円未満</u>（建築は<u>8,000万円未満</u>）の専任を要しない工事で、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にある場合はこの限りでないこと。</p> <p>4～10 (略)</p>